

## 上川町長とのふれあいトーク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が町民等の主催する会合に直接出向き、まちづくりについて町民等と意見交換を行う上川町長とのふれあいトーク(以下「ふれあいトーク」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ふれあいトークの対象となるのは、町内に在住又は勤務する者5人以上で構成する団体等が主催する会合とする。

(開催日時及び場所等)

第3条 ふれあいトークの開催日時は、上川町の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条第1項各号に規定する日を除く、午前9時から午後9時までのうち1時間以内とする。

2 ふれあいトークの開催場所は、町内とする。

3 ふれあいトークに係る施設の使用及び運営については、ふれあいトークを主催しようとする団体の代表者(以下「申込者」という。)の責任においてこれを行うものとする。

(申込み)

第4条 ふれあいトークの申込者は、原則として会合開催日の30日前までに上川町長とのふれあいトーク申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(実施の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに実施の可否を決定し、上川町長とのふれあいトーク通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、ふれあいトークの実施を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ふれあいトークを実施しないものとし、既に前条第1項の規定により実施決定を申込者に通知していた場合は、これを取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした会合を行うおそれがあるとき。

(3) その他ふれあいトークの目的に反し、実施が適当でないとき。

(変更等の報告)

第7条 第5条の規定によりふれあいトークの実施決定を受けた申込者は、当該ふれあいトークの開催日時及び場所等に変更があったとき、又は当該ふれあいトークの開催を取り消そうとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、参加人数の変更など軽微なものについては、この限りでない。

(費用の負担)

第8条 ふれあいトークの実施に係る会場使用料等は、申込者の負担とする。

(広報等)

第9条 ふれあいトークの結果については、内容を要約して町広報誌又はホームページ等に掲載することができる。

(庶務等)

第10条 ふれあいトークに係る庶務は、企画総務課において処理する。

2 ふれあいトークには、町長のほか必要に応じて関係職員が出席することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日より施行する。